

命 令 書

申 立 人 X 1 組 合
 執行委員長 A 1

被申立人 Y 1 会 社
 代表取締役 B 1

被申立人 Y 2 会 社
 代表取締役 B 2

被申立人 Y 2 会 社
 破産管財人 Y 3

上記当事者間の都労委令和3年不第60号事件について、当委員会は、令和4年12月6日第1806回公益委員会議において、会長公益委員金井康雄、公益委員菊池洋一、同水町勇一郎、同三木祥史、同太田治夫、同渡邊敦子、同西村美香、同川田琢之、同垣内秀介、同富永晃一の合議により、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人 Y 2 会社は、本命令書受領の日から 1 週間以内に、下記内容の文書を、申立人 X 1 組合に交付しなければならない。

記

年 月 日

X 1 組 合

執行委員長 A 1 殿

Y 2 会社

代表取締役 B 2

当社が、令和 3 年 7 月 21 日及び 8 月 18 日付けで貴組合が申し入れた団体交渉に応じなかったことは、東京都労働委員会において不当労働行為と認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

(注：年月日は文書を交付した日を記載すること。)

- 2 被申立人 Y 2 会社は、前項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。
- 3 被申立人 Y 2 会社に対するその余の申立て並びに同 Y 1 会社及び同 Y 2 会社破産管財人 Y 3 に対する申立てを棄却する。

理 由

第 1 事案の概要及び請求する救済の内容の要旨

1 事案の概要

(1) A 2 (以下「A 2」という。)は、平成30年 1 月から被申立人 Y 2 会社 (以下「Y 2 会社」という。)に雇用されていた。

A 3 (以下「A 3」といい、A 2 と併せて「両名」又は「両組合員」という。)は、8 月から被申立人 Y 1 会社 (以下「Y 1 会社」といい、Y 2 会社と併せて「両社」という。)に雇用されていた。

A 2 は令和元年 6 月、A 3 は 2 年 11 月頃、申立人 X 1 組合 (以下「組合」という。)に加入した。

(2) 3 年 7 月 27 日、Y 2 会社は、A 2 を含む従業員全員に対し、取引先の民事再生により債権回収不可能となり、事業を廃止することを理由に、7 月 31 日付けでの解雇を通知した。

8 月 4 日、仙台地方裁判所 (以下「仙台地裁」という。)は、Y 1 会社の民事再生手続開始を決定し、同月 11 日、同社は、A 3 を含むバラセメント

車両等の運転手（以下「運転手」という。）に対して9月10日付けでの解雇を通知した。

(3) 組合は、両社に対し、解雇撤回や雇用確保等を議題として、7月21日、同月28日、同月30日、8月11日及び同月18日付けで団体交渉を申し入れたが（以下、5回の団体交渉申入れを併せて「本件団体交渉申入れ」というが、個別に言及する場合には、それぞれ「7月21日付団体交渉申入れ」、「7月28日付団体交渉申入れ」、「7月30日付団体交渉申入れ」、「8月11日付団体交渉申入れ」、「8月18日付団体交渉申入れ」という。）、両社はこれに応じなかった。

(4) 9月16日、福島地方裁判所（以下「福島地裁」という。）いわき支部は、Y2会社の破産手続開始を決定し、被申立人Y2会社破産管財人Y3（以下「Y3破産管財人」という。）を破産管財人に選任した。

(5) 本件は、下記アないしカの6点がそれぞれ争われた事案である。

ア Y1会社が、雇用確保に係る団体交渉を拒否した状態で、A3を解雇したことは、組合員であること等を理由とする不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たるか否か（争点1）。

イ Y1会社が、同社の浪江セメント配送ターミナル（以下「浪江ターミナル」という。）の運転手全員を解雇後、両組合員に対して雇用確保のための措置を講じなかったことは、組合員であること等を理由とする不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たるか否か（争点2）。

ウ 組合の本件団体交渉申入れに対し、Y1会社が応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否か（争点3）。

エ Y2会社が、雇用確保に係る団体交渉を拒否した状態で、A2を解雇したことは、組合員であること等を理由とする不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たるか否か（争点4）。

オ Y2会社が運転手全員を解雇後、A2に対して雇用確保のための措置を講じなかったことは、組合員であること等を理由とする不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たるか否か（争点5）。

カ 組合の本件団体交渉申入れに対し、Y2会社が応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否か（争点6）。

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) Y 1 会社は、A 3 に対する解雇を撤回し、雇用確保のための措置を講じること。
- (2) Y 1 会社は、A 3 に対し、解雇がなければ得られるはずの平均賃金を支払うこと。
- (3) Y 2 会社及びY 3 破産管財人は、Y 1 会社と連帯して、A 2 に対する解雇を撤回し、雇用確保のための措置を講じること。
- (4) Y 2 会社及びY 3 破産管財人は、Y 1 会社と連帯して、A 2 に対し、解雇がなければ得られるはずの平均賃金を支払うこと。
- (5) Y 2 会社及びY 3 破産管財人は、Y 1 会社と連帯して、A 2 が入居するアパートの賃料を支払うこと。
- (6) 謝罪文の掲示

第2 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人組合は、個人加盟のいわゆる地域合同労働組合であり、本件申立時における組合員数は約150名である。傘下にA 4 分会（以下「分会」という。）があり、本件申立時における分会員数は両組合員の2名である。
- (2) 被申立人Y 1 会社は、平成26年8月に設立された、砂利、土石等各種建材の採掘、製造、販売、運送を行う株式会社であり、本件申立時における従業員数は約40名である。代表取締役はB 1（以下「B 1 社長」という。）である。
- (3) 被申立人Y 2 会社は、28年2月に設立された、砂利、土石等各種建材の採掘、製造、販売、運送を行う株式会社であり、後記8(4)のとおり、令和3年9月16日に福島地裁いわき支部において破産手続開始が決定された。
- (4) 被申立人Y 3 破産管財人は、9月16日付けで福島地裁いわき支部によりY 2 会社の破産管財人として選任された。
- (5) Y 1 会社は、Y 2 会社に対し、業務委託契約に基づき資材在庫管理等を委託していた。また、Y 2 会社は、Y 1 会社との出向契約に基づき、従業員を同社に出向させて同社の運送業務等を行わせていた。

Y 2 会社とY 1 会社福島支店（以下「福島支店」という。）は同一の所在

地にあり、Y 2 会社の B 2 代表取締役は Y 1 会社の常務取締役を兼務していた（以下「B 2」といい、Y 2 会社の代表取締役を指す場合は「B 2 社長」、Y 1 会社の取締役を指す場合は「B 2 常務」という。）。

2 兩名の入社と組合加入

(1) 平成30年1月、A 2はY 2会社に、8月、A 3はY 1会社にそれぞれ入社した。兩名は、浪江ターミナルにおいて、運転手として勤務していた。

(2) 浪江ターミナルには、A 3を含むY 1会社 所属の運転手が5名、A 2を含むY 2会社所属の運転手が2名、福島支店には、Y 2会社所属の運転手が6名、それぞれ勤務していた。

なお、兩名以外の運転手は全て非組合員であった。

(3) 令和元年6月、A 2は、組合に加入し、分会を結成して分会長に就任した（以下「A 2分会長」ということもある。）。6月10日、組合及び分会は、Y 1会社に対し、両社を宛名として、A 2の組合加入と分会結成を通知するとともに団体交渉を申し入れた。

なお、組合及び分会は、これ以降も、申入書等の宛名を両社連名として、おおむねY 1会社のみに対して送付した。

(4) 2年10月22日、B 2は、A 2に対し、同人が社内で暴言等を行ったことを理由として、両社連名による「懲戒処分通知書」を手交した。

(5) 11月頃、A 3は組合に加入し、3年2月22日、組合は、Y 1会社に対し、両社を宛名として、A 3の組合加入を通知した。

(6) 4月5日から6月11日にかけて、組合からの団体交渉申入書等に対し、「ご連絡」、「回答書」等、計9通の書面が両社連名により送付されていた。

5月6日及び6月15日に組合と両社との間で団体交渉が行われ、B 1社長及びB 2が出席した。

3 Y 1 会社の民事再生手続開始申立てと組合の団体交渉申入れ（7月21日付）

(1) 7月19日、Y 1会社は、従業員に宛てた「民事再生についてのご説明」と題する貼り紙を事務所に掲示した。

この貼り紙には、「『民事再生手続』は事業を『再建』するための手続であり、事業を清算する『破産手続』とは全く異なるものです。一部事業については今後廃止をするものの、今後収益が見込まれる多くの事業は、こ

れまでと変わることなく継続いたします。事業の廃止に伴い、一部従業員の方々は解雇をせざるをえません。その場合、今後然るべき時期に、予告解雇（解雇通知から1か月後の日を解雇日とするもの）をします。」との記載があった。

(2) 7月20日、Y1会社は、仙台地裁に民事再生手続開始申立てを行った。

(3) 7月21日付団体交渉申入れ

7月21日、組合は、Y1会社に対し、両社を宛名として、①民事再生開始手続の申立てに至る経緯、②Y1会社及びY2会社の組合員の雇用確保について及び③その他関連事項を議題として団体交渉を申し入れる「抗議及び団体交渉申入書」（以下「7月21日付団体交渉申入書」という。）を送付した。

(4) 7月26日、Y1会社は、組合に対し、同社単独名義の「抗議及び団体交渉申し入れ回答書」をファクシミリで送付した。

この書面には、「日程についてのご提案がありましたが、7月26日債権者集会並びに8月5日まで、関係各所との日程が詰まっており、時間が取れない状態となっています。調整がつく日時については8月6日以降となります。再度ご提示いただければ幸いです。当方の都合で大変申し訳ありませんが、8月6日以降も関係各所との調整があるため、仙台での開催を希望します。」「この度の民事再生手続きは『Y1会社』がおこなったもので、民事再生手続きに関連した、団体交渉については、Y1会社宛、単独での提出をお願いします。」などの記載があった。

4 Y2会社による解雇

(1) 7月21日、B2社長は、A2に対し、電話で、従業員を全員解雇するので、借上げアパートから退去するよう求めた。

(2) 7月27日、Y2会社は、同月29日付解雇通知書で、A2ら運転手8名を含む従業員全員に対し、同月31日付けでの解雇を通知した。解雇事由は、取引先（Y1会社）の民事再生により債権回収不可能となり、事業継続困難、事業廃止準備のためとなっていた。

5 7月28日及び7月30日付団体交渉申入れとY1会社の民事再生手続開始決定及びY2会社の破産手続

(1) 7月28日付団体交渉申入れ

7月28日、組合は、Y1会社に対し、両社を宛名として、A2への解雇予告に抗議するとともに、両組合員の雇用確保等を議題として団体交渉を申し入れる「抗議及び団体交渉申入書」（以下「7月28日付団体交渉申入書」という。）を送付した。

この書面には、「一連の経緯について強く抗議する」、「即時団交に応じるよう申し入れます。」などの記載があった。

(2) 7月29日、Y2会社は、組合に対し、A2に解雇通知書を提示するに至るまでの事情を説明するとともに、組合への連絡が遅れたことをわびる旨の「A2分会長解雇の件」と題する書面を送付した。

(3) 7月30日付団体交渉申入れ

7月30日、組合は、Y1会社に対し、両社を宛名として、両社の対応に対して抗議するとともに団体交渉の開催を催促する「重ねて抗議し、団体交渉開催を催告する」と題する書面（以下「7月30日付団体交渉申入書」という。）を送付した。

この書面には、「本日7月30日または翌31日のいずれかの期日で、浪江ターミナル事業所において団体交渉を開催するよう催告します。」などの記載があった。

(4) 8月2日、B1社長は、組合に電話で、組合の団体交渉申入れについての状況を説明した。

(5) 8月4日、仙台地裁は、Y1会社の民事再生手続開始を決定した。

(6) 8月11日、Y2会社は、従業員に対し、資金難から破産手続を開始しており7月分の給与が支払えないとして、各自で未払賃金立替払制度の申請を最寄りの労働基準監督署に行うよう要請した。

6 Y1会社による解雇と更なる団体交渉申入れ（8月11日付）等

(1) 8月11日、Y1会社は、A3を含む浪江ターミナル勤務の運転手5名全員に対し、9月10日付けでの解雇を通知した。

(2) 8月11日付団体交渉申入れ

8月11日、組合は、Y1会社に対し、両社を宛名として、両組合員に対する解雇について抗議するとともに、直ちに団体交渉に応じるよう申し入

れる「抗議及び団体交渉申入書」（以下「8月11日付団体交渉申入書」という。）を送付したが、両社ともこれに回答しなかった。

この書面には、「8月2日、B1社長が当方のA5書記長に電話してきました。その際、A5書記長が7月21日以降、組合が再三申し入れている団交に応じるよう催促したところ、B1社長は、①私は弁護士から一切の権限を奪われ、なにもできないし、なにも知らないから、団交に応じることはできない、②B2はY1会社を離れているし、私の電話にも出ないので、A2分会長解雇の件はなにもわからないと責任逃れに終始しました。」などの記載があった。

- (3) 8月17日から同月18日にかけて、組合は、福島支店の状況の調査を行い、同支店で勤務していたY2会社所属の運転手6名のうち3名が、解雇された後、Y1会社の下請会社に8月2日以降に雇用され、福島支店と同じ所在地で就労していることを把握した。

7 組合の催告等とY1会社の対応

- (1) 8月18日付団体交渉申入れ

8月18日、組合は、両社それぞれに対し、両組合員の雇用確保等に関する団体交渉に応じることを催告するとともに、速やかに応じる旨の意思表示が同月19日正午までに書面で通知されない場合には争議行為を開始することを通知する「団体交渉の催告、及び争議行為開始の予告通知」（以下「8月18日付団体交渉申入書」という。）を送付し、この書面は、両社に到達した。

なお、7月21日付団体交渉申入書、7月28日付団体交渉申入書、7月30日付団体交渉申入書及び8月11日付団体交渉申入書は、Y1会社に到達した一方、Y2会社に到達したか否かについては明らかではない。

- (2) 8月20日、Y1会社は、組合に対し、同社単独名義の「団体交渉催告及び争議行為開始の予告通知についての回答書」を送付した。

この書面には、「団体交渉については、拒否をしているということではなく、前回の回答書で日程の調整をお願いしおりました、民事再生の開始決定が出される2021年8月4日以降、複数の日時でご提案をいただきたい旨をお伝えしています。改めて日時を複数ご提示いただければ速やかに回答

いたします。また、新型コロナウイルスが蔓延している折、WEBを使ったリモートでの開催を当社としては希望いたします。」「民事再生手続きについての交渉はY1会社へ、任意整理についてはY2会社へそれぞれ団体交渉を申し入れてください。」などの記載があった。

8 本件申立てとその後の事情

- (1) 8月23日、組合は、当委員会に対し、両社を被申立人として、本件不当労働行為救済申立てを行った。
- (2) 8月25日、Y2会社は、8月18日付団体交渉申入れ（前記7(1)）に対する回答として、組合に対し、B2社長は6月30日付けでY1会社の取締役を退任しているため、同社に関する照会事項は回答できない旨のY2会社単独名義の「回答書」を送付した。
- (3) 8月25日、組合は、Y1会社に対し、同社のみを宛名とする「反論書」を送付した。

この書面には、①「貴社は、『団体交渉については、拒否をしているということではなく、前回の回答書で日程の調整をお願いし（注、ママ）おりました』『8月4日以降、複数の日時でご提案をいただきたい旨お伝えしています。』と主張していますが、これは事実と反する欺瞞というべきです。」、②「貴社が7月26日付回答書で書いていたのは、『調整がつく日時については8月6日以降とな』ると一方的な都合を述べ、かつまた『仙台での開催を希望します』としていました。『複数の日時でご提案をいただきたい』などとはどこにも記されていません。」、③「当方は、貴社の7月26日付回答書以降も、書面で複数回にわたり団体交渉申入書を貴社に送付していますが、今回の8月20日付回答書まで一度たりとも回答がなされたことはありません。」、④「以上の事実経過が示すとおり、貴社が日程を示されれば団交に応じるつもりだったかのような主張が偽りであることは明白です。」などの記載があった。

- (4) 9月16日、福島地裁いわき支部は、Y2会社の破産手続開始を決定し、Y3破産管財人を破産管財人に選任した。
- (5) 10月21日、組合は、当委員会に対し、Y3破産管財人を本件の当事者として追加することを申し立て、当委員会は、11月16日、Y3破産管財人の

当事者追加を決定した。

- (6) 4年1月15日、組合は、Y1会社に対し、団体交渉を申し入れ、同月21日、同社は、組合に対し、申入れは拒否しないが交渉事項が判然としないので、明記した上で申入れをしてほしい旨の「団体交渉申入書について」を送付したが、団体交渉は行われなかった。

結局、組合の本件団体交渉申入れ以降、組合と両社との間で団体交渉が行われることはなかった。

- (7) 5月17日、組合は、Y1会社に対し、「抗議及び団体交渉申入書」を送付した。

この書面には、「4月28日、貴社のB1社長と組合のA5書記長のあいだで電話で事務折衝がおこなわれた。この事務折衝において、B1社長は、要旨、①売却先はC1(〇〇県〇〇市)、②C1が買ったのは施工中の〇〇ダム(〇〇県)に対するセメント販売事業であり、セメント輸送事業はおこなわない(……略……)④C1は浪江ターミナルも買い取ったが、稼働予定はない(……略……)などと説明した」などの記載があった。

- (8) 当委員会は、本件について、5月31日の第7回調査期日において審問を経ないで命令を発することとして、8月4日に調査手続を終結した。

第3 判 断

- 1 Y1会社が、雇用確保に係る団体交渉を拒否した状態で、A3を解雇したことは、組合員であること等を理由とする不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たるか否かについて(争点1)

- (1) 申立人組合の主張

Y1会社は、従前から不誠実団交や支配介入行為を重ね組合の弱体化を図っており、同社が、民事再生手続を口実として、職場から排除することを目的にA3を解雇したことは、組合員であることを理由とする不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たる。

- (2) 被申立人Y1会社の主張

Y1会社は、民事再生手続開始申立て及び事業所廃止を前提として、浪江ターミナル及び福島支店のA3を含む従業員全員を一律に整理解雇しており、被解雇者の選定に恣意性はない。

したがって、Y1会社がA3を解雇したことは、不利益取扱いにも支配介入にも当たらない。

(3) 当委員会の判断

組合は、令和3年7月21日以降、5回にわたって本件団体交渉申入れをしている（第2.3(3)、同5(1)(3)、同6(2)、同7(1)）ところ、確かに、Y1会社によるA3の解雇は、7月21日付団体交渉申入れ以降団体交渉が行われないままの状態で行われており（同6(1)、同8(6)）、これを組合が問題視するのは理解できる。

しかし、A3は、浪江ターミナルで運転手として勤務していたところ（第2.2(1)）、Y1会社は、民事再生手続に基づく事業廃止に伴い（同3(1)）、浪江ターミナルで勤務していた運転手7名（同2(2)）のうち、同社所属の運転手5名全員を解雇しており（同6(1)）、そのうち4名は非組合員であった（同2(2)）ことから、解雇それ自体は組合員を狙い撃ちにしたものとはいえない。

このほか、Y1会社が不当労働行為意思をもってA3を解雇したと認めるに足りる事情は特にうかがわれない。

したがって、Y1会社は、団体交渉を拒否した状態ではあったが、民事再生手続に基づく事業廃止に伴い、浪江ターミナルで勤務していた同社所属の運転手5名全員を組合員であるか否かにかかわらず解雇したのであるから、同社がA3を解雇したことは、組合員であることを理由とする不利益取扱いにも組合運営に対する支配介入にも当たらない。

2 Y1会社が浪江ターミナルの運転手全員を解雇後、両組合員に対して雇用確保のための措置を講じなかったことは、組合員であること等を理由とする不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たるか否かについて（争点2）

(1) 申立人組合の主張

ア Y2会社の運転手に対する雇用あっせん

Y2会社を解雇された運転手3名が、Y1会社の下請会社に雇用され、福島支店で就労していた事実は、Y1会社が雇用をあっせんしたことを示している。

イ A 3 の異動の余地

Y 1 会社は、A 3 が乗務していた担当車両を含むバラセメント車両 4 台と生コン車（コンクリートミキサー車）2 台を、3 年に新設した仙台営業所に移動させていた。このバラセメント車両には、浪江ターミナルで就労していた運転手以外の者が乗務していたことから、Y 1 会社は A 3 を解雇せずに仙台営業所で就労させる余地があったにもかかわらず、これをしなかった。

ウ 法人の同一性

両社は、① Y 1 会社の B 2 常務が Y 2 会社の代表取締役を兼務していること、② 福島支店と Y 2 会社の本社とが同一の所在地であること、③ 両社が組合の団体交渉申入れや抗議申入れに対して常に連名で回答書面を出していたこと、④ Y 1 会社の管理職及び B 2 社長が浪江ターミナルにおいて両社の従業員を区別することなく業務指示や労務管理を行っていたこと等からすると、実質的に同一企業であるから、Y 1 会社は、Y 2 会社が A 2 に対して雇用確保のための措置を講じなかったことの責任を連帯して負うべきである。

エ したがって、Y 1 会社が組合員以外の従業員に雇用をあっせんしたにもかかわらず、両組合員に雇用確保のための措置を講じなかったことは、組合員であることを理由とする不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たる。

(2) 被申立人 Y 1 会社の主張

ア 雇用確保

Y 1 会社は、組合員であると非組合員であるを問わず、解雇した従業員に雇用確保のための措置を講じたことはないし、組合との間で組合員の雇用確保のための措置を講じる旨の合意をしていないから組合員に対して雇用確保のための措置を講じる義務はない。

組合が Y 1 会社において雇用をあっせんしたと主張する Y 2 会社所属の運転手 3 名は、自らの意思で下請会社に就職したにすぎない。Y 1 会社の事務員が、上記 3 名から、就職する際に必要な社会保険手続を依頼されてこれを処理したことは聞いているが、同社が雇用をあっせんした

ことは一切ない。

また、Y1会社が解雇した従業員の中には、事業譲渡先において雇用された者もいるようであるが、これは事業譲渡先及び当該従業員の判断によるものであり、Y1会社は一切これに関与しておらず、特段便宜を図ったり、あっせんをしたということもない。

イ 法人の同一性

Y1会社とY2会社とは別法人であり、双方に資本関係はなく、株式を持ち合っているという関係にもないから、両社は別会社である。Y1会社が雇用していた組合員はA3のみであり、A2に関する事項はY2会社が所管する事項であるから、Y1会社は、Y2会社がA2に対して雇用確保のための措置を講じなかったことの責任を連帯して負うことはない。

ウ したがって、Y1会社が両組合員に雇用確保のための措置を講じなかったことは、不利益取扱い及び支配介入に当たらない。

(3) 当委員会の判断

ア A3について

組合は、Y1会社が解雇した浪江ターミナル勤務のA3につき、仙台営業所に異動させるという雇用確保のための措置を講じる余地があったにもかかわらず、組合員であることを理由にこれを行わなかったと主張する。

しかし、Y1会社が浪江ターミナル勤務の非組合員である従業員を仙台営業所に異動させたことを認めるに足りる事実の疎明はない。

したがって、Y1会社が、組合員であるA3の雇用確保について、他の従業員と異なる取扱いをしたということとはできず、このほか、同社が不当労働行為意思をもってA3に雇用あっせん等を行わなかったと認めるに足りる事情も特にうかがわれないことから、同社が同人に対して雇用確保のための措置を講じなかったことは、組合員であることを理由とする不利益取扱いにも組合運営に対する支配介入にも当たらない。

イ A2について

(ア) Y1会社による雇用確保

Y 1 会社が、同社の非組合員である従業員に対して雇用確保のための措置を講じたとの疎明がないことは、上記アで判断したとおりである。

一方、Y 2 会社に解雇された非組合員の運転手 3 名が、Y 1 会社の下請会社に雇用され、福島支店と同じ所在地で就労していることを組合が確認した(第 2. 6 (3)) ことが認められる。しかし、Y 1 会社が、浪江ターミナル及び福島支店に勤務する Y 2 会社所属の上記 3 名を含む非組合員のいずれの運転手に対しても雇用確保のための措置を講じたとの疎明はない。

したがって、Y 1 会社は、同社の従業員、Y 2 会社の従業員のいずれに対しても、雇用確保のための措置を講じたとは認められない。

(イ) 法人の同一性

組合は、① Y 1 会社の B 2 常務が Y 2 会社の代表取締役を兼務していること、② 福島支店と Y 2 会社の本社とが同一の所在地であること、③ 両社が組合の団体交渉申入れや抗議申入れに対して常に連名で回答書面を出していたこと、④ Y 1 会社の管理職及び B 2 社長が浪江ターミナルにおいて両社の従業員を区別することなく業務指示や労務管理を行っていたこと等を理由に、両社は実質的に同一企業であると主張する。

そして、組合は、それを前提に、Y 1 会社が別法人である Y 2 会社の従業員である A 2 の雇用確保について Y 2 会社と連帯して責任を負うべきと主張するようである。

確かに、上記①及び②の事実は認められ(第 2. 1 (5))、上記③についても、組合の団体交渉等の申入れに対して、ほとんど連名で回答書面等が提出されていたことが認められる(同 2 (6)、3 (4)、7 (2)) から、組合が両社は実質的に同一企業であったと主張することも理解できなくはない。しかし、上記④について、Y 1 会社の管理職及び B 2 社長が両社の従業員を区別することなく業務指示や労務管理を行っていたとの疎明はない。

そして、そもそも両社は別法人であるところ、Y 2 会社に実体がな

いことを示す具体的事実の疎明はないから、両社が実質的に同一であるとの組合の主張には無理があるといわざるを得ない。

そうすると、Y 1 会社が、別法人である Y 2 会社の従業員である A 2 の雇用確保について、雇用主である Y 2 会社と連帯して責任を負うべきとする組合の主張は、その前提を欠くものであり、採用することができない。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)のとおりであるから、Y 1 会社が A 2 に対して雇用確保のための措置を講じなかったことは、組合員であることを理由とする不利益取扱いにも組合運営に対する支配介入にも当たらない。

3 組合の本件団体交渉申入れに対し、Y 1 会社が応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かについて（争点 3）

(1) 申立人組合の主張

ア 団体交渉拒否

組合は、両社に対し、8月11日付団体交渉申入書を送付し、団体交渉の開催を催告したが、Y 1 会社はこれに対する回答も示さず、無視して団体交渉を拒否し続けた。

イ 法人の同一性

両社は、両組合員が、両社のいずれに雇用されているかを問わずに団体交渉を行ってきたことから、実質的な同一企業として団体交渉に応じてきた。したがって、A 2 の解雇の取扱い及び雇用確保に関する団体交渉については、Y 1 会社もこれを応諾し、誠実に交渉して解決を図る義務があった。

ウ したがって、本件団体交渉申入れに対し、Y 1 会社が応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

(2) 被申立人 Y 1 会社の主張

Y 1 会社は、民事再生手続開始決定後の財務改善が急務であり、取引債権者の対応や各種契約の整理等を遂行しなければならなかったこと、新型コロナウイルスの影響により安易に対面交渉をできない状況にあったこと等の事情を踏まえ、組合に対し、やむを得ず、8月6日以降の日程調整を依頼していたのであるから、団体交渉に応じなかったとしても正当な理

由があり、Y 1 会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否には当たらない。

(3) 当委員会の判断

組合は本件団体交渉申入れを行ったが、組合とY 1 会社との間で、団体交渉は開催されなかった(第2. 8(6))。

組合は、Y 1 会社が本件団体交渉申入れに対する回答を示さず、無視して団体交渉を拒否し続けたと主張するので、以下、同社の対応に正当な理由が認められるか否かについて検討する。

ア 7月26日付けの回答書の送付等について

Y 1 会社は、組合の7月21日付団体交渉申入れに対し、同月26日付けの回答において、「日程についてのご提案がありましたが、7月26日債権者集会並びに8月5日まで、関係各所との日程が詰まっており、時間が取れない状態となっています。調整がつく日時については8月6日以降となります。再度ご提示いただければ幸いです。当方の都合で大変申し訳ありませんが、8月6日以降も関係各所との調整があるため、仙台での開催を希望します。」との記載があり、8月6日以降の日程で調整を依頼している(第2. 3(3)(4))。

組合は、これに対し、7月28日付団体交渉申入れでは即時団体交渉に応じること、7月30日付団体交渉申入れでは同月30日か31日で団体交渉を開催すること及び8月11日付団体交渉申入れでは直ちに団体交渉に応じることを求めた(第2. 5(1)(3)、同6(2))。さらに、組合は、8月18日付団体交渉申入れでは両社それぞれに対し、団体交渉に速やかに応じる旨の意思表示が同月19日正午までに書面で通知されない場合には争議行為を開始することを通知した(第2. 7(1))。

確かに、Y 1 会社の7月26日付回答の後、組合が、A 2の解雇日が同月31日と迫っておりアパートからの退去も求められていたこと(第2. 4(1)(2))や、Y 1 会社が今後然るべき時期に予告解雇を行う旨の貼り紙が掲示され(同3(1))、A 3が近いうちに解雇される可能性が高まっていた状況下で、早急な団体交渉の開催を求め続けたことは理解できる。

しかし、この頃、Y 1 会社は、7月20日の民事再生手続開始申立て(第

2. 3(2) から間もない時期で、債権者対応や8月4日の民事再生手続開始決定(同5(5))に向けての裁判所対応等多忙を極める時期であったことからすると、8月6日以降の日程調整を依頼した(同3(4))こともやむを得なかったといえる。また、8月2日、B1社長は、組合に対し、会話の詳細は定かではないが、電話で組合の団体交渉申入れについての状況を説明している(第2. 5(4))。

イ 8月20日付けの回答書の送付について

Y1会社は、8月2日以降、組合の団体交渉申入れに応答せず(第2. 5(4)、同6(2))、同月20日になって書面で回答した(同7(2))。

確かに、Y1会社が、A3に解雇を通知した8月11日よりも後の同月20日に組合に対して書面で回答したこと(第2. 7(2))は、必ずしも速やかな対応であったとはいえないが、同社は、組合が改めて複数の候補日を提示すれば対応すると回答するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からリモートでの団体交渉開催を希望したり、団体交渉申入れ先を具体的に指示したりしており(同)、団体交渉開催に応じる姿勢を示していた。

これに対し、組合は、直ちに団体交渉に応じるよう繰り返し要求するのみで、8月6日以降の候補日を提示することなく、同月20日のY1会社の回答(第2. 7(2))から間もない同月23日に本件を申し立てた(同8(1))。

ウ そうすると、団体交渉が開催されなかった原因をY1会社のみを負わせるのは酷であるといわざるを得ず、同社がA3の雇用確保等を議題とする本件団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否には当たらない。

4 Y2会社が、雇用確保に係る団体交渉を拒否した状態で、A2を解雇したことは、組合員であること等を理由とする不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たるか否かについて(争点4)

(1) 申立人組合の主張

Y2会社は、従前から不誠実団交や支配介入行為を重ね組合の弱体化を図っており、同社が、職場から排除することを目的にA2を解雇したこと

は、組合員であることを理由とする不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たる。

(2) 被申立人 Y 2 会社の主張

Y 2 会社は、ほぼ唯一の取引先である Y 1 会社が民事再生手続を行うこととなり、事業が立ち行かなくなることが明らかとなったため、破産手続開始を申し立てることとし、7 月末に全従業員を一斉解雇したもので、組合員であることを理由とする不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入には当たらない。

(3) 当委員会の判断

Y 2 会社による A 2 の解雇は、7 月 21 日付団体交渉申入れ以降、団体交渉が開催されない中で行われており（第 2. 4 (2)、同 8 (6)）、これを組合が問題視するのは理解できる。

しかし、Y 2 会社は、主要取引先である Y 1 会社の民事再生手続開始申立てに伴い自社の事業が立ち行かなくなるとして、7 月 27 日、従業員に同月 31 日付けでの解雇を通知した（第 2. 4 (2)）。8 月 11 日には、従業員に対し、7 月分の給与が支払えないとして未払賃金立替払制度の申請を労働基準監督署に行うよう要請し（第 2. 5 (6)）、本件申立て後である 9 月 16 日には福島地裁いわき支部において破産手続開始が決定された（同 8 (4)）。このように、Y 2 会社の事業が廃止された状況下では、同社が、全従業員を解雇したことは不自然とはいえない。

また、A 2 は、浪江ターミナルの運転手であった（第 2. 2 (1)）ところ、Y 2 会社は、浪江ターミナル及び福島支店に勤務する A 2 を含む運転手 8 名全員を解雇した（同 4 (2)）が、そのうち 7 名は非組合員であった（同 2 (2)）ことから、A 2 の解雇は組合員を狙い撃ちにしたものとはいえない。

このほか、Y 2 会社が不当労働行為意思をもって A 2 を解雇したと認めらるに足りる事情は特にうかがわれない。

したがって、Y 2 会社は、団体交渉を拒否した状態ではあったが、事業廃止に伴い、A 2 を含む運転手 8 名全員を組合員であるか否かにかかわらず解雇したのであるから、同社が同人を解雇したことは、組合員であることを理由とする不利益取扱いにも組合運営に対する支配介入にも当たら

ない。

- 5 Y2会社が運転手全員を解雇後、A2に対して雇用確保のための措置を講じなかったことは、組合員であること等を理由とする不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たるか否かについて（争点5）

(1) 申立人組合の主張

ア Y2会社の運転手に対する雇用あっせん

Y2会社を解雇された運転手3名が、Y1会社の下請会社に雇用され、福島支店で就労していた事実は、Y2会社が雇用をあっせんしたことを示している。

イ A2の異動の余地

Y2会社は、A2が乗務していた担当車両を含むバラセメント車両4台と生コン車（コンクリートミキサー車）2台を、3年に新設したY1会社の仙台営業所に移動させていた。このバラセメント車両には、浪江ターミナルで就労していた運転手以外の者が乗務していたことから、Y2会社はA2を解雇せずに仙台営業所で就労させる余地があったにもかかわらず、これをしなかった。

ウ したがって、Y2会社が組合員以外の従業員に雇用をあっせんしたにもかかわらず、A2に雇用確保のための措置を講じなかったことは、組合員であることを理由とする不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たる。

(2) 被申立人Y2会社の主張

Y2会社は、一部従業員の再就職について、同社としてもB2個人としても関与していない。

したがって、Y2会社がA2に対して雇用確保のための措置を講じなかったことは、組合員であることを理由とする不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たらない。

(3) 当委員会の判断

組合は、Y2会社に解雇された非組合員の運転手3名が、Y1会社の下請会社に雇用され、福島支店と同じ所在地で就労していたことを確認した（第2.6(3)）ことが認められる。しかし、Y2会社が、浪江ターミナル

及び福島支店に勤務する同社所属であった上記3名を含む非組合員の運転手のいずれに対しても雇用確保のための措置を講じたとの疎明はない。

そうすると、Y2会社が、解雇した従業員の雇用確保について、A2と他の非組合員の運転手とで異なる取扱いをしたということはできず、このほか、同社が不当労働行為意思をもってA2に雇用あっせん等を行わなかったと認めるに足りる事情も特にうかがわれない。

したがって、Y2会社が、A2に対して雇用確保のための措置を講じなかったことは、組合員であることを理由とする不利益取扱いにも組合運営に対する支配介入にも当たらない。

6 組合の本件団体交渉申入れに対し、Y2会社が応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かについて（争点6）

(1) 申立人組合の主張

組合は、両社に対し、7月21日付団体交渉申入書、7月28日付団体交渉申入書、7月30日付団体交渉申入書及び8月11日付団体交渉申入書を送付し、団体交渉の開催を催告したが、Y2会社はこれらの団体交渉申入れに対する回答も示さず、無視して団体交渉を拒否し続けており、同社の対応は正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

(2) 被申立人Y2会社の主張

Y2会社は、B1社長から7月21日付団体交渉申入書を受領したこと及びY1会社が書面で回答した旨を聞いたが、7月28日付団体交渉申入書、7月30日付団体交渉申入書及び8月11日付団体交渉申入書は受領しておらず、8月18日付団体交渉申入書は受領して弁護士と相談した上で回答書を送付したから、Y2会社が組合からの団体交渉申入れに応じなかったことは正当な理由があり、同社の対応は団体交渉拒否には当たらない。

(3) 当委員会の判断

組合は本件団体交渉申入れを行ったが、組合とY2会社との間で、団体交渉は開催されなかった（第2.8(6)）。

組合は、Y2会社が団体交渉申入れを無視してこれを拒否し続けたと主張するので、以下、同社の対応に正当な理由があったと認められるか否かについて検討する。

ア 7月21日付団体交渉申入れに対する対応

(ア) 団体交渉に関する従前の対応

5月6日及び6月15日の団体交渉において、組合が両社を宛名とした団体交渉申入書をY1会社のみを送付し、これに対してB1社長及びB2が出席する組合と両社との団体交渉が行われていた(第2.2(3)、同(6))。

(イ) 団体交渉申入れの認識

Y2会社は、B1社長から7月21日付団体交渉申入書を受領したこと及びY1会社が書面で回答した旨を聞いたが、7月28日付団体交渉申入書、7月30日付団体交渉申入書及び8月11日付団体交渉申入書は受領しておらず、8月18日付団体交渉申入書は受領して弁護士と相談した上で回答書を送付したから、組合からの団体交渉申入れに応じなかったことは正当な理由があると主張する。

しかし、Y2会社が、7月21日に組合から団体交渉申入れがあったこと(第2.3(3))及びY1会社がこれに回答したこと(同(4))を認識していたことは自らが主張するとおりであって、そうだとすればこれに応じるべきであったということができ、特に上記(ア)の事情も考慮すると、Y2会社が7月21日付団体交渉申入書を直接受領していないことやY1会社が回答したと聞いていたことをもって、団体交渉に応じない正当な理由があったと認めることはできない。

(ウ) 「A2分会長解雇の件」の送付

Y2会社は、7月29日に、組合に対して「A2分会長解雇の件」を送付した(第2.5(2))が、その内容は、A2の解雇に関する釈明及びおわびをしたにすぎず(同)、7月21日付団体交渉申入れに関する返答をしたものとは認められない。

したがって、Y2会社が、組合に対して「A2分会長解雇の件」を送付したことをもって、団体交渉に応じない正当な理由があったと認めることはできない。

イ 8月18日付団体交渉申入れに対する対応

Y2会社は、8月18日付団体交渉申入れに対し、8月25日に「回答書」

を送付した（第2. 8(2)）が、その内容は、B2社長が6月30日付けでY1会社の取締役を退任しており回答する立場にないことを述べるにとどまり、8月18日付団体交渉申入書で自社の従業員であるA2の雇用確保に関する事項について団体交渉を申し入れられたことに何ら回答していない。

したがって、Y2会社が、組合に対して「回答書」を送付したことをもって、団体交渉に応じない正当な理由があったと認めることはできない。

ウ 破産手続への対応

本件団体交渉申入れ前後のY2会社の状況をみると、7月20日にY1会社が民事再生手続開始を申し立てたことに伴い、同社を主要取引先とするY2会社の経営状態も危機的となり、同社の破産処理を進める中で、7月31日に全ての従業員を解雇したことが認められ（第2. 3(2)、同4(2)）、同社が破産手続の対応で多忙を極めたことや、A2の解雇を撤回することが想定し難い状況であったことが推認できる。

しかし、このような事情があったとしても、Y2会社の組合員の雇用確保等を求める7月21日付団体交渉申入れ及び8月18日付団体交渉申入れに対して全く対応しなかったことに正当な理由があったということとはできない。

エ 7月28日付団体交渉申入書、7月30日付団体交渉申入書及び8月11日付団体交渉申入書

Y1会社は、7月26日付けの回答書において、民事再生手続に関連した団体交渉については同社宛て単独での提出を求めた（第2. 3(4)）が、組合は、この回答書を受領した後も、7月28日付団体交渉申入書、7月30日付団体交渉申入書及び8月11日付団体交渉申入書の3通の申入書を両社を宛名としつつY1会社のみに対して送付した（同5(1)(3)、同6(2)）。そして、Y2会社が、それら3通の各申入書を受領した事実や、Y1会社からこれらを受領した旨を伝えられた事実は認められない（第2. 7(1)）。

このように、民事再生手続開始申立てに伴って従前と異なる対応をY

1 会社から求められたにもかかわらず、組合は、従前どおり、それら 3 通の各申入書について、Y 2 会社には送付せず、同社が Y 1 会社から受領した旨を聞いた事実も認められない以上、Y 2 会社がそれらに対応しなかったこともやむを得ないといわざるを得ない。

したがって、Y 2 会社が、7 月 28 日付団体交渉申入れ、7 月 30 日付団体交渉申入れ及び 8 月 11 日付団体交渉申入れに対して回答しなかったことには正当な理由が認められる。

オ 結論

したがって、Y 2 会社が、組合の本件団体交渉申入れのうち、7 月 21 日付団体交渉申入れ及び 8 月 18 日付団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

7 救済の方法について

(1) 救済命令の内容について

組合は、団体交渉拒否に係る救済の内容として、団体交渉の応諾は求めず、謝罪文の掲示のみを請求している（第 1. 2 (6)）が、Y 2 会社においては、非組合員を含めた全従業員が解雇され、破産手続も開始されている状況を考慮すると、本件の救済としては、主文第 1 項のとおり文書交付を命ずるのが相当である。

(2) 救済命令の名宛人について

本件申立て後に Y 2 会社の破産手続開始決定がなされ、当委員会は 11 月 16 日に Y 3 破産管財人の当事者追加を決定した（第 2. 8 (5)）。

そこで、上記(1)の救済内容を誰に命ずるべきかを検討すると、前記 6 で判断したとおり、Y 2 会社が破産手続の開始前に組合の団体交渉申入れに応じなかったことが不当労働行為を構成するのであるから、上記(1)の救済内容は、Y 3 破産管財人ではなく、同社に対して命ずるのが相当である。

第 4 法律上の根拠

以上の次第であるから、組合の 7 月 21 日付団体交渉申入れ及び 8 月 18 日付団体交渉申入れに対し、Y 2 会社が応じなかったことは労働組合法第 7 条第 2 号に該当するが、その余の事実は同法同条に該当しない。

よって、労働組合法第 27 条の 12 及び労働委員会規則第 43 条を適用して、主文

のとおり決定する。

令和4年12月6日

東京都労働委員会

会 長 金 井 康 雄